

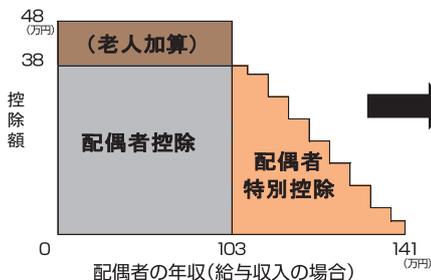


## 配偶者（特別）控除 対象となる配偶者の所得が123万円以下までに拡大

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下（給与所得のみの場合の収入金額は103万円超201万5,999円以下）とされ、その控除額は配偶者の合計所得および居住者の合計所得に応じて改正されました。（改正前の配偶者の合計所得：38万円超76万円未満）

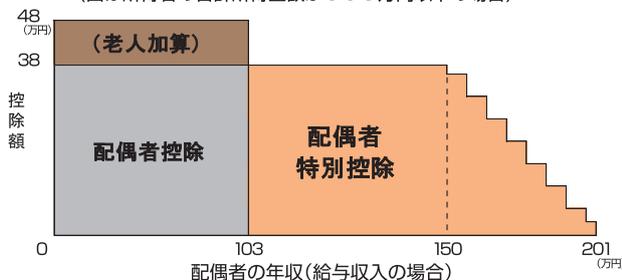
〔改正前〕

※配偶者特別控除について所得者の所得制限あり



〔改正後〕

※配偶者控除および配偶者特別控除について所得者の所得制限あり（図は所得者の合計所得金額が900万円以下の場合）



## 配偶者（特別）控除 申告者本人の所得が1,000万円を超えると控除対象外に

申告者本人の合計所得が1,000万円（給与所得のみの場合は、給与などの収入金額が1,220万円）を超えると配偶者（特別）控除を受けることができなくなりました。

また、申告者本人の合計所得が900万円超1,000万円以下（給与所得のみの場合は給与などの収入金額が1,120万円超1,220万円以下）となると配偶者（特別）控除額が減額となります。

〔改正後の配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表〕

	あなた（居住者）の合計所得金額 （給与所得だけの場合の所得者の給与などの収入金額）			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与などの収入金額	控除の種類
	900万円以下 （1,120万円以下）	900万円超 950万円以下 （1,120万円超 1,170万円以下）	950万円超 1,000万円以下 （1,170万円超 1,220万円以下）		
配偶者の合計所得金額	38万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
		老人控除対象配偶者	48万円	32万円	
	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円		
123万円超	0万円	0万円	0万円		

### ※配偶者（特別）控除の注意点

- ・夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- ・配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
- ・合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることができません。

確定申告の受付が始まります（2/15）  
**配偶者（特別）控除が変わります**  
平成30年分所得税確定申告の改正点

平成30年分所得税の確定申告にかかる税務署での受付が2月15日から始まります。今回の確定申告では、配偶者（特別）控除について、申告者本人にも所得制限が設けられるほか、控除額も変更になっていきますのでご紹介します。

